

事 務 連 絡  
令和2年5月1日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局都道府県税課  
自動車税制企画室

### 農耕作業用トレーラに対する軽自動車税種別割の課税について

令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1大型特殊自動車の項第1号口に掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されたことに伴い、同表中小型特殊自動車の項第2号に該当する農耕作業用トレーラについては、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税種別割の課税対象となることとなりましたので、ご連絡いたします。

今後、小型特殊自動車に該当するものについては、他の小型特殊自動車と同様に申告等がなされることとなりますので、適正にご対応いただきますよう貴都道府県内市区町村に対しても、この内容をご連絡願います。

なお、小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラについては、農林水産省から「農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック」が出ており、このガイドブックに示す条件を満たす場合は、軽自動車税種別割の課税対象となるものでありますので、ご参考までに、併せてご連絡いたします。